

書 評

金田昌司著

『地域再生と国際化への政策形成  
より良い生活空間づくりへの途 』

(中央大学出版部、2003年、vi+255頁)

北 條 勇 作

Masashi Kaneda, *Policy Formations to the Regeneration  
and the Internationalization of Region*

*The Way to Better Living Space-Making*

Yusaku HOJO

本書の構成

著者は、「はじめに」の箇所、地域政策を担当した経緯を述べ、地域の抱える問題はあまりに多種多様にわたり、地域政策の体系書をいつか執筆しなければならないと思いつつ今日に至ったと言う。そこで次善の策ではあるが、この10余年間に地域政策に関連するいくつかの論文を執筆してきたので、この際、多少とも体系的思考に従って纏めたものが本書である、と述べている。

私は経済地理学、経済立地論を専攻しており、このような分野においても同書は役に立つので、そこでそのような立場から本書への書評を試みる。

本書は、第I部と第 部 の 2 部から構成されている。本書の流れは、次のごときである。

第 部 「地域再生への途」

第1章 「国土・地域づくりの役割」

第2章 「トータル・コンセプトとしてのまちづくり」

第3章 「地域政策の課題と地域産業政策の方向づけ」

第4章 「地域形成力としての交流・連携・協働」

第5章 「第3セクターの見直しと政策形成」

第6章 「外郭団体の見直しと活性化への政策形成 八王子市の事例」

第 部 「地域国際化への途」

第7章 「大都市在留外国人の地域類型分析」

第8章 「地域国際化への政策形成」

第9章 「国際交流時代と姉妹都市づくり 大津・ヴェルツブルクの事例」

第10章 「国際化時代と地域歴史素材の活性化 鷗外『舞姫』モデル、武島務と秩父市の事例」

著者自身は、これまでの研究は地域国際化の途に一步踏み込んだにすぎず、残された課題は余りにも多いと言うが、私の考えでは、示唆に富んだ参考になる論述であると位置付けたい。

第1部 「地域再生への途」

第1章 「国土・地域づくりの役割」

著者は、周知のように1つの国土にせよ、あるいはその国土を構成する地域にせよ、様々な地域的特質をもち、時代の経過とともに変化するものである、とみる。われわれは国土・地域が体现している情報によって、現実の姿を認識できるが、この現実の空間はドイツ語で言えば、「ザイン (sein) としての国土・地域」と呼ぶことができる、と論じる。一方、われわれは、10年先、20年先にはさまざまに異なる国土・地域の姿を目にするはずであり、その姿はこれからの市民や行政、NPO、企業等の行動ルールと活動に依存する。そこでの行動原則は現実におけるマイナス評価事項の最小化と将来におけるプラス評価事項の最大化を目標とするものであるだろうから、このことは、理念としての空間を実現化することを意味し、その空間は「ソレン (sollen) としての国土・地域」と呼ぶことができる、としている。したがって国土・地域の現実認識と理念認識の明確化が重要である、と述べる。

そして、前者から後者を創造する役割を果たすのが「国土・地域政策」(国土づくり、地域づくり)であると記す。理念空間を目標として

継続的に国土・地域政策が実施される必要がある、と言え、ドイツ空間整備(ラウムオルトヌク、Raumordnung)において「永遠のテーマ」と呼ばれる所以である。また、日本における国土・地域政策を前提にすれば、それらを構成する主要要素は、「基本構想」「課題・戦略」「具体的戦術」「分野別施策」「地域別施策」からなる、と論じる。

ところで、地域の発展にとっては、人的・物的・制度的インフラが不可欠であることは言うまでもないし、多様な主体による交流・連携というインフラが大切である、とする。そして、この交流・連携を空間的拡大過程として見れば、狭域的な地区内(コミュニティー)から地域内(市町村)、地域間、国内間、国際間へと拡大する。国土・地域政策は多極分散型国土や生活状況の均等化を政策目標として国土・地域づくりを支援するとしても、地域の市民自らの協働的努力によって初めて政策効果を生み出せるのであり、地方分権国土・地域づくりはこれらのさまざまな課題の克服によって創出できる生活空間である、と述べている。

第2章 「トータル・コンセプトとしてのまちづくり」

著者はまず始めに、戦後50年のまちづくりを振り返り、その歩みを概観する。その上で、市民の視点からの地域・まちづくり、について論じる。

地域・まちづくりにおいては、いずれの立場や価値観に立ったとしても、その究極目的は、そこで生活する市民が安全、快適な環境のもとで生活の質 (Lebensqualität) の高度化を実現することが公理である。ところで、緊急下での

まちづくりは別として、平時における意味でのそれには、次のような視点からの区別ができるであろう、と言う。すなわち、行政的意味、市民的意味、個別集団の意味、地区的意味、個人的意味における各まちづくりである。

著者に従うと、まちづくりは、市民の現実生活の問題点を改善する(消極的まちづくり)と同時に、将来に向かって生活の高質化を実現化する(積極的まちづくり)ことを含むものであるが、このような政策指向的思考と行為は、将来のある時点で完結されるものではない。それは、時代の変化が生活環境を絶えず変化させ、人々は克服すべき新たな課題に立ち向かわなければならないからである。その意味でまちづくりは人間生活が継続するかぎり追求すべき永遠のテーマである。空間整備はまさに、生活空間の総合的整備を目標とするものであり、永遠のテーマなのである。この点と関連して、まちづくりは大きな危機に直面していると言う。それは、本来、前世代から受け継いだものの価値は現世代において付加価値が付けられた上で次世代へ贈るべきものであるが、環境条件の悪化や諸資源の減少などからも明らかのように、現実には理念とは逆方向に向かっているからである、と記す。

著者は、国際化、高齢化、高度情報化、交流化などのメガトレンドへの対応としてのまちづくりが大切であると述べる。これらのメガトレンドへの対応は国土(全国)づくりにとつのみならず、まちづくりにとつても必要不可欠なことであり、そのような視点からわれわれも研究・考察すべきである、と言う。とくに、国際化については、最終的には、地域社会は異文化をもつ人々を含む共生社会の実現を目指すこと

が求められる。

さらに著者は、地域社会は、市民、公共(行政)、民間の3大セクターから構成され、それらの総合成果として存在するわけである、と見なす。これらの各部門の行動原則はそれぞれの特性によって規定されるものであるから、常に予定調和が保証されているわけではない。それ故、日常から各部門間の交流・連携の実績を積み上げることが要請されるとして、このような地域の総合力が新たなまちづくりの理念と実践を可能にするものとする。まちづくりは市民のまちづくりへの参加意欲、行政の指導性、民間(企業)の経営能力と社会的貢献性を基本とした総合作品として位置づけられよう、と言う。その意味では、これらの各主体の統合組織として、従来からの第3セクターから一歩進んだまちづくりのためのジョイントセクター(第3次セクターと呼ぶこともできる)の果たす役割がますます高くなる。

### 第3章 「地域政策の課題と地域産業政策の方向づけ」

地域政策について、著者は次のように考える。地域政策は、欧米諸国においては狭義に理解して、地域経済政策を意味し、空間整備政策と経済政策の重複領域に成立するものと見なされる。しかし日本では、地域におけるさまざまな課題を含むトータル・コンセプトとして理解され、地域の総合振興政策として、より具体的には自治体の基本構想・基本計画がカバーする内容として把握される。著者は、地域政策をトータル・コンセプトと理解し、とくに狭義の意味に使用する場合は地域経済政策と記したいと言う。そのように地域政策をトータル・コンセ

プトと解釈すれば、日本で通常使用され定着している「地域振興」「地域活性化」「地域づくり」のいずれも地域政策指向的類似用語と解されよう、と述べる。

そして、地域政策が成立するためにはつぎのような3つの構成要件 地域目標の存在と実現意思、 地域構成者、 地域構成要素が不可欠である、と言う。

次に著者は、地域経済の課題と活性化について整理している。これに関連して、官民にわたる既存組織・活動の見直しも不可欠な作業であると、著者はこれまで、「外郭団体」や「第3セクター」の見直しに関わってきたが、市民にとって本当に必要な既存組織・活動は何かについて「時のアセスメント」を導入して再評価すべき時代である、とする。さらに、情報公開を促すと同時に経営倫理を育成すべきである。それは、情報公開や説明開示は当該組織に対してブーメラン効果をもたらし、組織・活動の社会的責任を自覚させるからである。また、IT革命へのアプローチも必要不可欠であるとする。無限のデータバンクから得られる知識から革新と創造の理念を構築すべき経営力の育成が求められる。こうした地域経済の再構築が最終的に日本経済の再構築へとつながる、と言う。

その後著者は、地域産業政策の方向づけとして、地域産業活性化、地域観光産業の振興事例（三重県宮川村:㈱宮川村観光振興公社「奥伊勢フォレストピア」、埼玉県東秩父村:㈱東秩父村和紙の里 両者は第3セクター方式による経営事例である、長野県青木村:(有)日本アイリス園)について論述している。

#### 第4章 「地域形成力としての交流・連携・協働」

90年代中頃、「交流人口」のコンセプト化および計量方法等による試算、さらに交流人口のもつ地域活性化のための戦略的有効性についての議論がなされている、と著者は言い、地域交流圏域から見た交流人口について整理している。

著者によると、交流人口は移動圏域、移動方向、移動距離等の属性によって形態区分が可能となるが、より具体的に交流人口を把握するためには交流目的からも形態区分することが必要である。

著者は、交流・連携が地域社会においてどのような地域政策効果をもたらすかについて言及する。まず、この点について理解するためには、「交流・連携」概念の特質を既存の類似概念の発展概念として把握することが必要であると述べ、以下のように論じる。本来、地域の発展はその地域内の成長決定要因である生産潜在力（労働、資本、土地、情報等）と公民セクターの需要力に依存するが、それらをさらに支援する要因には技術進歩、空間構造、部門構造、基盤構造、政治システム、経済システム等がある。したがって、特定地域が自律的に発展するためには、これらの諸要因の機能を高め総合的基盤力をレベルアップすることが不可欠である。しかし、すべての地域がこれらの諸要因を十分にもっていることは少ないので、他地域における内部的成長要因（特定地域にとっては外部的成長要因と考えられる）との地域間相互行為を通じて可動的生産要素を流入あるいは流出することが必要になる。このように、地域の発展にとって交流の役割は古典派時代から認識されていたから近年はじまったものではない。ただ、当

時はナショナルレベルの話であって、地域レベルの問題として把握されたのは第二次大戦以降である。

地域間の交流・連携によって得られる政策諸効果について、著者は人的、経済的、文化的、行政的の各側面から整理している。

さらに著者は、地方自治体と大学との連携・協働に関して、中央大学経済学部自治体インターンシップの事例を挙げている。周知のように地域社会における公民連携・協働の動きが多く分野において展開されている。とりわけ、今後の地域づくりにとって地方自治体とNPOや大学などとの連携・協働は時代の要請であると言う。

#### 第5章 「第3セクターの見直しと政策形成」

地方公共団体が関わる法人には、つぎの2つがある、と言う。

民法、商法の規定にもとづき地方公共団体が出資している法人

特別法にもとづき設置された地方住宅公社、地方道路公社及び土地開発公社

そして通例、第3セクターは の法人を指していると述べ、地方公社・第3セクターに関する最新のデータは2003年3月に総務省自治財政局地域企業経営企画室による調査資料の結果であるとし、この資料で最近の動向を紹介する。

著者は、第3セクター方式はもちろん、公共方式あるいは民間方式にはないメリットが存在するが、様々な問題点もあるとそれらの諸点を指摘している。バブル崩壊後、破綻した第3セクターも多く、危険性や訴訟等の問題を持つ企業は年々増加しているが、他方、数は少ないが新設もありきわめて複雑な動向にある、と述べ

ている。

次に著者は、「第三セクターに関する指針」(旧自治省)の策定の意義 (1)研究会の発足と報告書の発表、(2)「指針」の概要について論述している。

さらに、第3セクターに関して、多くの問題と課題を抱えながらも、さまざまな活動分野においてそれが一定の役割を果たしてきたことも事実である、と位置づける。また、現段階では、「指針」にもとづいて事業の再検討と将来への選択肢の中から、最も適切な経営判断をすべき時代に直面していることも事実である、とする。そして、地域振興にとって第3セクター再生への途について言及している。

その第1は第3セクター経営には高い理念と強い責任感をもった経営者が必要である。

その第2は、消費者ニーズの変化を的確に捉え、大胆かつ弾力的に軌道修正を実現することである。

その第3は、諸団体との交流・連携事業を促進することである。

最後に次のように述べている。「指針」について紹介したが、とくに、経営の定期的な点検評価は設立目的・趣旨に沿った事業展開がなされているか、また、社会経済情勢の変化に対応しているかどうかを見極め、必要であれば、できるだけ早めに見直すことを認識させるものである。中でも、外部監査制度の導入や地域住民に対する情報公開の強化などは、ともすると第3セクターが官民のもたれあいと甘えの構造に陥りやすい弊害を回避し体質強化につながるものである。第3セクター再生の道は決して容易な道ではないが、理念と責任を持って経営原則に則った経営努力こそ唯一の方途であろう。

## 第6章 「外郭団体の見直しと活性化への政策形成 八王子市の事例」

著者は、外郭団体見直しへの取り組みに関連して以下のように論述する。周知のように、これまで地方公共団体の外郭団体は行政機能の一部を補完・代行する目的をもって多様化する市民ニーズに対応する役割を果たしてきた。本来、地域社会においてこのような外郭団体が存在する主な社会的根拠は、地方公共団体自体では十分な量、質ともに変化する市民ニーズに効果的かつ効率的な対応が組織的、財政的等のさまざまな理由から難しいとされてきたことにあった。しかし、それぞれの団体設立時の事業目的自体もその後の社会経済的变化の中で相対的な意義の低下をもたらし、極端な場合には、開店休業的な状況を呈している団体や改善がすでに難しいほどの債務超過状況にある団体も存在する。他方、これからますます社会的重要性が増大する事業、たとえば、高齢者の生き甲斐づくりや介護サービス、リサイクル社会やIT社会づくりに関わる団体もある。したがって、今日、各地方公共団体が取り組むべき外郭団体問題は、補助金削減のみを目的とした対処だけではなく今後の社会動向を十分に踏まえた各外郭団体の活性化と将来の在り方を検討した政策形成の実施が要請されているのである。このことは、「時のアセスメント」を現時点と過去時点との事後評価に適用すると同時に将来時点と現時点の事前評価にも適用すべきことを意味している。

さて著者は、「八王子市外郭団体活性化検討会」(2000年度)に参画する機会を得て、外郭団体の具体的な問題点と今後の在り方を検討するための沢山の示唆を受けた、と述べる。もち

ろん、限られた外郭団体の事例分析であり、一般化することには限界があるけれども、多くの地方公共団体が取り組むべき共通の課題も含まれているものと判断できるので、参考事例の1つとして紹介しておきたい、とする。なお、指定都市(横浜市、神戸市、北九州市)・中核市、類似団体都市(調査時における八王子市と同じ類型の中の横須賀市)におけるそれぞれの取り組み事例も紹介されている。

八王子市外郭団体見直しへの取り組みに関しては、(1)外郭団体見直しへの取り組み経緯、(2)対象とする外郭団体の定義・形態・機能について、(3)外郭団体の事業活動の現状と課題、(4)外郭団体の主要検討課題について、が論じられている。

著者は、今後の課題について次のように言う。今日の地域社会を取り巻く社会・経済環境は、経済成長期に比較すれば、著しい変化を迎えており、このことは自治体経営にとっても例外ではない。とりわけ、バブル崩壊後における自治体を取り巻く状況・環境は、失業増加や企業経営の悪化等により低迷する地域経済状況、さらに、少子高齢化、地域国際化、リサイクル化、IT化などの急激に変化する社会状況であり、地域社会の改善に果たす自治体の政策的役割は今後ますます増大することになる。地方公共団体は外郭団体と連携しつつこのような一方での増大する政策要請と他方での政策実現のための財源減少という現実の中で、最大可能な市民サービスを提供していかなければならない。そして、行財政改革はそのための不可欠な行政の努力過程と言わなければならないとする。

## 第 部 「地域国際化への途」

### 第 7 章 「大都市在留外国人の地域類型分析」

これまでわれわれは外国人登録者数の増加を地域国際化と地域政策の視点から研究対象とし、主として『在留外国人統計』の都道府県別・国籍(出身地)別・在留目的別・特定市別データを基にレート・シェア分析やクラスター分析を行い、地域政策立案のための基礎的作業をしてきた、と著者は述べる。今回の分析もこれまでと同様の目的を持つものであるが、分析の対象を人口50万人以上の大都市の外国人登録者数について、1990年、1995年および1999年の末の3時点に限定している、と言う。その理由は、人口50万人以上の大都市(1990年末21市、1995・99両年末22市)は日本の地域社会における中心的役割を担ってきたし、今後も担っていかなければならない都市であること、統計(集計)上のことによる。

次に著者は、大都市別外国人登録者のレート・シェア分析を行なう。(1)大都市別外国人登録者の推移 1990年末・1995年末・1999年末の各大都市別外国人登録者、(2)大都市別外国人登録者の特化係数の推移、(3)大都市別外国人登録者の拡大係数の推移、(4)大都市別外国人登録者のレート・シェア分析、が論述されている。

さらに、大都市別外国人登録者によるクラスター分析を進める。これまでの対象となった特定都市22市について、1999年末の特化係数に基づいて平方ユークリッド距離、ウォード法によりクラスター分析を行った。

著者は、次のように言う。ところで、今回の

分析目的は過去数回にわたり考察した際と同様に、『在留外国人統計』を地域国際化政策の視点から活用することであったが、今回は前回までのように都道府県を分析の対象から除き大都市の外国人登録人口に限定した。その理由は日本人同様、外国人にとっても都市がますます生活の活動拠点になりつつあるとの認識によるものである。ただ、データの制約上からも、今回は大都市に限定したが、今後は中都市や小都市における外国人登録人口についても考察することが課題となろう。また、データの分析手法はこれまで同様、レート・シェア分析およびクラスター分析を適用した。その結果、特定都市および特定国籍の特化度と拡大度を明らかにしたこと、さらに、22の特定都市をクラスター化できることなどである。そして、これらの諸結果は今後の特定都市の地域国際化政策立案の際に活用されることを期待したい、と言う。

### 第 8 章 「地域国際化への政策形成」

著者は、地域国際化への政策対応、地域国際化の基礎理論 (1)国際交流の合理的根拠、(2)国際交流利益のボックス・ダイアグラム分析、(3)国際交流利益の生産可能曲線分析、(4)国際交流利益の都市規模分析(都市規模分析から国際交流の合理的根拠について考察)などについて叙述している。

### 第 9 章 「国際交流時代と姉妹都市づくり

#### 大津・ヴェルツブルクの事例」

著者の認識は、次のごときである。すでに日本各地における地域国際化は一般的傾向であり、国際化活動に関わる機関も中央省庁をはじめ、地方自治体、各種団体((財)自治体国際

化協会、地域国際化協会等）、市民を中心とするNPO、さらに、企業、大学等の教育機関など沢山のもの存在し、多くの活動成果を挙げた。とりわけ、「内なる国際化」と「外なる国際化」を通じて市民の国際化マインドが育成されてきた。今後も地域国際化が地域の視野を拡大させ、世界の平和と文化の向上に寄与することは明らかである。しかし、そのためには関連機関や市民の絶えざる継続的努力が要請されるが、地域政策の視点からの学術的研究も大切である。

そして著者は、すでに多くの自治体が行ってきた外国都市との姉妹都市事業の1事例として、滋賀県大津市とドイツのヴュルツブルク市の国際交流事業とまちづくりについて取り挙げている。

著者は、大津・ヴュルツブルク姉妹都市づくりに関して、歴史的背景 (1)ヴュルツブルクと明治期の日本人留学生、(2)鷗外『獨逸日記』ヴュルツブルク滞在記、(3)マックス・ダウテンダイの訪日と『琵琶湖八景』、姉妹都市づくりの経緯 (1)両市交流の発端、(2)西田善一市長のヴュルツブルク訪問、(3)両市交流の拡大化(1970-1980年代)、(4)90年代の交流(1990-1998年)、(5)ヴュルツブルクハウス(なぎさ公園内)の建設に焦点を当て論述している。

#### 第10章 「国際化時代と地域歴史素材の活性化 鷗外『舞姫』モデル、武島務と秩父市の事例」

ここで著者は、地域が育んできた歴史素材のうちから地域国際化とまちづくりにとって意義ある事例を紹介している。武島務なる人物は、

経済学徒とはほど遠い明治陸軍三等軍医として青雲の志をもって埼玉県秩父から、当時、世界の先端医学のメッカであったプロイセンの都ベルリンに留学した。しかしながら、彼は業半ばにして在3年余、病に倒れ、望郷と無念の中にドレスデンで27歳の短い命を終えた青年である。彼の生涯は、ある面では取り立てる程のことではないであろう。しかし、調査が進むにつれて今日の地域国際化を考える上で貴重な素材であることが明らかになってきた。

著者は、次のように言う。これまで、地域・まちづくりについていくつかの視点からアプローチを試みてきた。その第1は行政施策の視点から主として、市町村における基本構想・基本計画について考察し、ついで、第2には、交流化視点からの考察であり、最後に地域国際化視点からの地域・まちづくり論であった。

とりわけ、最後の視点からの考察を通じて、日本社会がこれまでの単一民族社会から外国人との共生社会に向かうべき時代認識の必要性について論じた。さらにまた、国際化時代における地域歴史素材の発掘とまちづくりへの連携性も重要であることを指摘し、とくに、そのような素材の発掘過程を通じて市民意識の一体性を育成することが可能となる、このことは、既存の学問間の交流・連携をますます必要とさせることになる、と言う。

そこで、「外なる国際化」への先人、武島務について叙述する。内容は、(1)武島務発掘の端緒、(2)生誕の地、秩父市大田と武島家、(3)明治陸軍三等軍医への道、(4)ドイツ留学への決意、(5)帰朝命令下る、(6)滞独の決意と免官、(7)免官後のベルリン生活、(8)ドレスデンへの転居と客死、(9)マテーウス



教会墓地、(10) 葬送の3人の友たち 亀井茲明・向井哲吉・多湖實敏、である。

著者によると、1890(明治23)年5月17日午後8時、武島務は日本への望郷の念を胸中に秘めながら、ドレスデンの市立病院で死亡した。それは、埼玉県秩父市大田(旧太田村)を後にして3年余月後の余りにも短い27年間の生涯であった。しかし、ベルリンでの務と森林太郎との熱き交友の情は、近代日本の不朽の名作、鷗外『舞姫』の太田豊太郎へと投影され今日に至るまで多大な影響を日本人に及ぼす源泉となった。務は1887年1月陸軍医学留学生としてベルリン大学で研究を開始したにもかかわらず、同じ留学生の讒言によって同年9月陸軍を免官されたが、その後もベルリンに留まり研究を続ける一方、「醫事新聞」「内外醫事新聞」への寄稿などで活躍した。1889年1月、ついに勉学生活に行き詰まり、ドレスデンのR.ゼーリッヒ&ヒレの商社員となった。

さて、務の不慮の死に際して、当社は驚くべき厚志をもって彼の死に対応した、とある。1890年5月19日地元新聞「ドレスデン通信」および「ドレスデンナッハリヒテン紙」にR.ゼーリッヒ&ヒレ商会社員一同の名で敬愛してやまなかったかれの死を伝える死亡広告と商会名で5月20日午後11時からドレスデン市フリードリッヒ町の墓地斎場で行われる旨の葬儀広告が掲載された。勤務をはじめて1年数カ月で死亡した外国人社員の死に、ここからの冥福を祈り、手厚く埋葬したR.ゼーリッヒ&ヒレ社という商社は、いまや世界企業として君臨するティーカンネ社に成長している。そこには現在日本で、同じように多くの外国人就業者を雇用している企業、在留外国人へ対応する行政や共生

より良い生活空間づくりへの途 』(北條)する市民が学ぶべき地域国際化の原点があるのではないか、と言う。

さらに著者は、(自らの)「内なる国際化」を求めて、ドレスデン・マテウス教会訪問、ベルリン森鷗外記念館訪問について述べている。

## 本書の意義およびそれにたいするコメント

本書は、第I部「地域再生への途」と第II部「地域国際化への途」の2部から構成されており、I部の延長線上にII部が存在し、両者の展開がうまく繋がっており読者に分かりやすい。

第I部においては、第1章で、国土・地域づくりの社会的必要性、新しい国土づくりの意義、モデルとしてのドイツ空間整備に関して言及し、第2章で、戦後50年のまちづくりの歴史を素描した上で市民の視点からのまちづくりについて論究する。第3章では、地域政策が市民の多様な課題に応えなければならない点と、再生化が求められている地域産業政策に関してモデル事例を取り上げて考察し、第4章で、地域間人口交流の地域政策的意義と、地方自治体と大学との連携・協働の事例を取り挙げる。それから第5章では、第3セクターの現状と問題点、旧自治省「指針」そして再生への途を論じ、さらに第6章で、外郭団体の見直しと活性化への政策形成に関して、2000年度に設置された「八王子市外郭団体活性化検討会」における検討を通じて問題への認識と政策形成の重要性を述べている。いずれの章も示唆に富むものであり、我々が地域再生への途を模索するとき役に立つ内容の論述が展開されていると言え熟読の価値がある。特記すると、第1章は国土・地域づく

りの役割を把握することができ、第2章はトータル・コンセプトとしてのまちづくりの大切さが理解でき、そして第6章は事例研究の論述になっており具体的である。

今日第3セクター・外郭団体の見直しが急務であるので、これらなどに関連した第5・6両章における論述は参考になる内容であるが、方向性としては、事例的・実証的諸調査・研究などがより一層推進されて行き、それらの詳細なるメリット・デメリットの蓄積が沢山なされることが大切であると言えよう。そのことによって、必要のあるそれらに対する基準も構築でき、効率的で役に立つものが選択されることになる。

第部においては、第7章で、大都市別国籍別外国人登録者のレート・シェア分析とクラスター分析によりその地域的特質を明らかにして政策形成の方向性を提示し、第8章で、地域国際化への政策対応と国際交流の基礎理論を説明している。第9章では、国際交流時代と姉妹都市づくりに関して、大津とヴェルツブルク（ドイツ）との事例を取り挙げ、最後の第10章では、国際化時代と地域歴史素材の活性化と題して、森鷗外『舞姫』モデル武島務と秩父市の事例を取り上げている。これらの章は読者が地域国際化への途を研究する際に参考になる。特に、第

7章では導出された諸結果・結論は、分析の対象となった人口50万人以上の特定都市に関する今後の地域国際化政策の立案において役立ち、第9章は意義ある事例研究であり理解がし易くなっており、さらに第10章は同様に詳細な事例研究であり、読者に心を打つ内容の論述である。

今後の研究にたいする要望として付言するならば、著者自身も述べるように次のようなものである。大都市在留外国人の地域類型分析（第7章）において、都道府県を分析の対象から除外し人口50万人以上の大都市の外国人登録人口に限定した点であり（日本人と同じく外国人も都市がますます生活の活動拠点になりつつあるとの認識とデータの制約から）、そこでこれからは、大都市だけではなく中都市や小都市それに町村に至るまでの外国人登録人口についても考察することが必要となるであろう。もちろんのことであるが、その課題解決のためには、全市町村別の国籍別統計が必要になることは言うまでもない。より詳細な研究・分析のために、データの制約の克服がまたれるところである。

なお、本書中のミスプリントの訂正については著者のHP上に掲載されているので、参照されたい。

（ほうじょう ゆうさく・本学経済学部教授）